

平成12年10月31日
預金保険機構
理事長 松田 昇

理事長談話

(新潟中央銀行の群馬県地域における営業譲渡に係る基本合意について)

新潟中央銀行の譲渡先については、同行の金融整理管財人である近野 茂（このの しげる）公認会計士（松村 孝一公認会計士の辞任に伴い、平成12年10月6日に就任）、砂田 徹也（すなだ てつや）弁護士、預金保険機構の3者において、金融再生法の趣旨に則り、預金者および善意かつ健全な債務者の保護、地域金融安定化への貢献、選定手続きの公平性・透明性等に配慮しつつその選定を行ってきたところである。その結果、金融整理管財人は、金融再生委員会の了解を得て、同行の群馬県地域での営業譲渡先を群馬銀行、東和銀行とし、営業譲渡を行う旨決定し、両行との間で本日、基本合意書を締結するに至った。

なお、新潟県内をはじめとした、その他の地域にかかる営業譲渡については、去る9月29日に、大光銀行、第四銀行、八十二銀行、東日本銀行との間で基本合意を締結したところである。

当機構としては、この基本合意書に基づき、他の金融整理管財人とも協力して、金融再生法の趣旨、目的等を踏まえつつ、営業譲渡契約の可及的速やかな締結に向けて最大限の努力をするとともに、今後営業譲渡に伴う資金援助等を行う立場からも、その実施に遺漏のないよう、その準備等にも万全を期して参りたい。